

あなたの生活を支える 福祉用具って？

病気やケガ、歳を取ることで今までの生活ができなくなることがあります。生活を支えてくれる福祉用具があるをご存じでしょうか？

「高齢者・障がい者の快適な生活を提案する総合福祉展・バリアフリー 2024」展が4月に大阪であることを知り、鳥居本民児協から4人が研修に行きました。



バリアフリー 2024展に参加者4人の感想

福祉用具への理解が 深められました

- 玄関周辺、トイレ関係、ベッドサイド等の福祉用具の展示があり実際に触れることが出来、理解が深められたので自宅介護されている方からの相談に生かせると思いました。
- 高齢者の運転免許返納後の移動手段の選択肢としてシニアカー(電動カート)が、数社より出品され、多くの方が試乗されていました。当学区でも歩道が改善されれば安全な移動手段となります。
- 高齢者介護施設の人手不足の対応として入浴時の補助、ベッドでの介護等の省力用品が多く展示されていました。(田部芳一)

近くで実物がみられると 良いですね

全体は介護施設向けの展示物でしたが、家庭用としては、自助具、安定性ステッキ、食事用エプロン、歩行用カート(買い物、座れる、折りたたみ)、シニアカー(電動カート)などがありました。彦根市近隣でも実物が見てもらえる展示・販売があるといいなあと思います。(原伸光)

自助具で 新しい発見ができました

自助具コーナーで、防水、熱にも強い、幅25ミリ厚み1ミリのシリコンゴム製のテープが目にとまりました。日常で使用しているスプーンや食器の底に巻いて、簡単に可動域にあった形状に作る事ができ便利だと思いました。
シニアカー(電動カート)は、静かで小回りがきき安定した走行でした。レンタルやリースで使用できるとのこと、しかし乗車には「歩行者扱い」であることを忘れてはなりません。(横山知子)

用具専門家の方の話は よくわかります

バリアフリー展では、ひたすら歩行器の展示を見て回り、パンフレットを集めていました。でも、帰ってきてからパンフレットを見ても多くの種類があり、その違いが何もわからず、どうしたら良いのか……と思っていました。今回、市橋さんの提案で福祉用具専門相談員の方に来ていただけることになり、お話を聞かせいただきました。実際の歩行器を体験し、歩行器の形、高さ、重さなどいろいろあるのは、使われる方の状況に応じて細かな調整が成されていることを知り勉強になりました。(歩行器がなぜ重いのかも納得しました)(林由紀子)

鳥居本

いきいき

2024年9月1日
第25号

鳥居本民生委員
児童委員協議会



福祉用具の販売・レンタルの株式会社ヤマシタ 福井康二さんにインタビュー

「バリアフリー 2024」展に参加し、さらに福祉用具の内容を詳しく知るために福祉用具を取り扱っている(株)ヤマシタの福井康二さんに6月26日インタビューをさせていただきました。アドバイザーに地域包括支援センターすばるの市橋さん、鳥居本民生委員児童委員は寺村、田部、林、酒井の4人が参加しました。

●福井さんの自己紹介をお願いします

福井:(株)ヤマシタは福祉用具の販売・レンタルを事業とさせていただきます。介護には休みはありません。年中無休・365日対応させていただきます。「出来なくなったことが、できるようになりたい」という希望を福祉用具で解決できるように提供させてもらうのが仕事です。

●福祉用具はどのように借りたらいいのでしょうか？

福井:直接(株)ヤマシタに問い合わせいただいてもいいのですが、介護保険をご利用になられるほうが1割から3割の料金でお安くレンタルしていただけます。当社も介護保険を利用されるよう案内させていただきます。介護保険を利用するにあたっては介護認定の申請をしていただき、その結果を受けて介護度に応じた福祉用具をレンタルできるのでその中で選んでいただいています。



●福祉用具のレンタルのメリットは？

福井：たとえば病院にある電動式ベッド(背中of角度調整や、ベッドの高さが調節できる)が月額6,000円ですが、介護認定を受けていただければ負担割合が1割の場合600円です。また介護認定を受けたほうがケアマネジャーさんからほかのいろいろな介護サービスも案内していただけます。

●負担割合は、なにによって決まるのですか？

福井：前年度の所得によって決まります。介護保険ができた当初は一律1割でしたが、それでは介護保険の母体の税金がもたなくなり現在では所得の多い方からは2割、3割と負担を担ってもらうようになりました。

●要支援や要介護などの介護度によってなにが変わるのですか？

福井：利用できる用品の種類が変わってきます。基本的には車イスやベッドなど一部のものは要介護2以上でないと利用できません。特別な事情があり市に申し立てして市に許可されれば1年の期間だけ要支援、要介護1でも利用できます。このことは市の説明書には書かれていないのでご相談ください。福祉用具を借りる窓口が地域包括支援センターであることを知っていただいていることが大切だと思います。

●認定には時間がかかりますが、直ぐにレンタルしてもらえますか？ また料金はどうなるのでしょうか？

福井：料金の請求は介護認定申請をした時点までさかのぼりますので、直ぐに介護認定申請を市に出すことが大切です。介護認定申請以前については実費負担になってしまいます。必要になったときに直ぐにほしいのが福祉用具です。私たちも直ぐに対応させていただきます。

●良く利用されている福祉用具はなにがありますか？

福井：玄関の手すり、歩行器、杖、敷居の段差用スロープ、退院後のベッド、車イスです。手すりも今は簡易のものが出ていて工事をしなくてもトイレやベッド、ソファの横などの必要なところに置けるものが作られています。

ベッドが使われるようになって生活が楽になられた方はほんとに多いです。福祉用具は非常に種類が多いです。歩行器にしてもキャスターが付いている物、ついていない物。車イスにしてもタイヤが大きい物小さな物などいろいろあるのでレンタルならお体のその時々状態に合わせて変更することができます。また、福祉用具の機種の選定や相談を請け負うのがケアマネジャーの役割なので介護保険を使うメリットは大きいです。

●今後の福祉用具について

福井：パワードスーツなどの新しい用品が開発されていますが、大切なのは「困っている」ことを早期発見、早期に福祉用具に触れていただき使うの慣れてもらう必要があります。例えば歩けなくなった状態から歩行器を使うことは難しくなります。少しでも歩けるときから慣れていただくことによって歩ける時間を増やしたり、改善したりできます。

地域包括支援センターすばるの
市橋さんから

以前、『退院して玄関の段差が上げられない。』と連絡があり飛んで行きました。寒い中ずっと玄関で立ておられ、直ぐに福祉用具会社に連絡をしてスロープや手すりなどをいろいろなものを持ってきていただきました。そのあと直ぐに市に介護認定の申請を出しに行った経験があります。それから退院直後に家に帰られたら寝る場所の確保が大事です。ベッドでなければ起き上がれない状態だと、トイレにも行けない。食事もできなということで寝たきりになられます。ベッドは大切な福祉用具です。それと電動ベッドでなくても横に手すりがあるだけでも起き上がり、立ち上がりが容易になります。必ず電動ベッドでないと起き上がりができないわけではありません。

介護現場からの貴重なご意見
ありがとうございます

今まで出来たことが
出来ないなど
困った事がありましたら、

近くの**民生委員・児童委員**が
地域包括支援センターすばる
(0749-21-5412)へ
ご連絡ください。

民生委員・児童委員はあなたの悩みの相談員です。
お気軽に声をかけてください。

鳥居本民生委員・児童委員の担当地区

委員名	担当地域	電話番号
会長 寺村 重一	甲田町(北・南)、宮田町(物生山、馬場、西山)、福適住宅、国産パネ工業寮	
副会長 田部 芳一	中町、下町、旧鳥、矢倉(上・下)、櫛の口、男鬼町、武奈町、いぶき寮(フジテック)	
酒井 紳一	百々、上町、内町(東・西)、山田、ニュータウン	
立岩 章浩	笹尾町、荘厳寺町、善谷町、中山町(中山、摺針)、仏生寺町	
横山 知子	ピレッジハウス鳥居本、高根	
原 伸光	小野町、原町	
主任児童委員 林 由紀子	鳥居本学区全域	